

25

特別
14
1919
118



我樂多誌

卷

門 14  
號 1919  
卷 25

特  
門 15  
號 1880  
卷 25



○日本美術の特長

日本美術の特長は、風土、地勢等から、國民  
及び文化意識等の各方面から、固く統一した  
統一した美術本来の約束を、個性を具したる

昭和七年十一月一日寄  
市島謙吉氏贈



と線條をよめること元来書畫一段の思慮又いふは  
ふまきこふ處たる支那画の筆を出し毛筆と墨と  
が随いて掃灑の予料とさう此等又亦も描線は  
應する因ふし而して描線法なるもさうして武を  
其極める道しるも以て一邦人の特得たる手指の  
用を妙を得ず筆の巧みたるも風を筆墨の運  
用を精熟し筆を以て輕疾徐偏正曲直の態を言  
し墨を以て濃淡晦顯遠近正側の別を現はさ  
るゝことにはあるものありを條の洪纖細大  
るゆるい取れ得るものありさうか條其のさうは  
振ふるさうのさうと筆の界線とて用ゐるは

東樓書畫

類を除きると其の一剛一柔一曲一直の程さう  
種々の思慮をさく表示せらるる國さうし描線  
の可なり人のあきむ行の別はさるおき日本  
畫の後にも其の條や各意のさうか又之を  
如きは用ゐるさうのさうの日本畫のさう  
きは格さうさう條の運筆のさうか或は作品の  
巧拙をさう之を用ゐるさうのさうか條のさう  
物の形狀意義のさうか點の消滅さうか條の  
礙のさうさう日本畫をさうさうのさうか  
さうさう  
二) 油畫は比して陰翳のゆるみさうさうさう





七五五多し... 固く... 鮮美妖艶... 後毛  
の... 極外來の刺  
以て日本畫の醜... 粹... へ... ず

五日本畫の餘款を... 今畫の饒... 上とし  
有... 尚... 及... 表現  
の... 傾... 面...  
程の... 填... 寸... 白... 色...  
は... 又... 織... 押...  
移... 寸... 存... 求...  
み... 只... 款... 求...  
東洋畫院

化... 描... 玄... 衝... 飄...  
潜... 描... 一... 押...  
津... 現... 略... 同...  
さ... 怪... 流... 偏... 味...  
さ... 怪... 描... 味...  
蹊... 入... 描... 味...

翻... 畫... 日... 本... 畫... の... 意... 趣... 及... 其... 意... 義... 等... 日本  
畫... 家... の... 意... 義... 等... 日本  
畫... 家... の... 意... 義... 等... 日本  
畫... 家... の... 意... 義... 等... 日本  
畫... 家... の... 意... 義... 等... 日本



さか、せんをその指染やゆら又と支那畫の如  
く云しく福具不自然なるが、是れ我の畫家の業  
家の美を托して結構して之を一小頓の表現せんを  
する因なりし。(三)志に善く行はぬを含蓄の  
善く善し日本畫の或る抽象的なるを形式の善  
単なる模倣なるを批判せしめは畫家の真景  
の志をいかに善く善化をせんか一端の弊なりと  
長平和、温雅、安靜、円満等のおと活現する  
長い没す可らず又曖昧模稜一見其の真意の旨  
しかたきと含蓄を偏する結果なりと氣を展覧會  
を久うしと趣味を深く或人と恍然八極におふ

のゆゑをいふ(三)日本畫の個性は美よ  
るも含蓄の類は美らざるなり、是れ之未だ生氣の  
活潑を尚あらずも物に個性の活潑を重んずるに  
或る抽象的なる或る類型的なるを難せざる  
をも以てし、けし個性の殊性をも重んずるも在  
の表現すは日本畫の特調なりと云ふは  
の如く平昔の円満相の活現を尚ふるものは  
深く佛教的也なる根柢し又東洋倫理の  
個人的なるも平昔の如く一段せざるも  
か、あるべきは是れを重んずるも  
思ふる度なりや少なりと云ふべし



ハ云々同書ありて是に彩もたまも丹も色を塗抹も  
みこぎが(四)てんが其の内部うまると大い装  
飾の巧を凝くし或る壁面うまを金箔を押し  
金銀砂子をまきこ彩も畫を描き柱を押し  
ぬきこ漆を塗き時尙想細を施し欄間扉の  
類うま彫刻等を施すも且つ裝飾の  
巧巧めを是しとまき、此等んは後述同書  
るも矢所の林ありまきしこまおませしめん  
かめり杉松栴檀のぬきぬめはまき材を用て  
小宮を構へぬま巧工を施す或る竹を柱とし  
茅をるおとしぬまありて庭出云流石の段も

等ハしめ却ておぬま装飾的の意を現う  
まき即ちあまの体と成せぬまぬまぬま  
ぬまの体と成せぬまぬまぬま(五)其  
の趣ぬまぬまぬまの趣ぬまぬまぬま  
佛寺も宗流もぬまぬま存蔵も方し閑雅  
淡泊も専らぬまぬま或ハ外圓の扱式も模し其の  
趣ぬまぬまぬまぬまぬまぬまぬま一言  
に約しぬまぬまぬまぬま閑雅のぬまぬま  
装飾の類繁澁贅ぬまぬまぬまぬまぬま  
妹美術と一段すぬまぬま(六)規模比較的宏大  
るぬま但し専ら敷の上ぬまぬま言はぬま宮城佛寺、



古の建築を考へて見ると、その構造は、  
に似て、その構造の武人、その構造の  
材、その構造の材、その構造の材、  
後、その構造の材、その構造の材、  
建築、その構造の材、その構造の材、  
或る、その構造の材、その構造の材、  
術の材料、その構造の材、その構造の材、  
地、その構造の材、その構造の材、  
表現、その構造の材、その構造の材、  
座、その構造の材、その構造の材、

東洋の建築

大、その構造の材、その構造の材、  
に、その構造の材、その構造の材、  
使、その構造の材、その構造の材、  
人、その構造の材、その構造の材、  
テ、その構造の材、その構造の材、  
性、その構造の材、その構造の材、  
七、その構造の材、その構造の材、  
や、その構造の材、その構造の材、  
を、その構造の材、その構造の材、  
の、その構造の材、その構造の材、  
の、その構造の材、その構造の材、

多うさうしつなま建の構をて圓く清純的  
念を起しつなま視めんさんけう似し地を多  
きつめあ子亀列なるも、石材鮮らき、往々大建梁  
の用を缺きなうや、或ま又之れ此をを而  
て石造を築を加けなうやと感得し事、室を  
りしとまふし、我建の漸次を造して今も  
る自動的、あかき多くは其の模範を鄰邦に採  
之を因化しつなま而して殊々大なる影響を起し  
ハ佛教も本邦の建築を佛教の海来りゆりし初め  
陸離る光彩を起しつなま其の苦勞も社寺に在り  
佛教の影響を更け佛教的建築を促しめり遠き

棟梁屋

七のころ本邦建築の沿革を歸す佛教建築の沿革  
とつとをふし試す本邦建築の沿革をあらわす  
一三期に分ちしへしハ一期ハ佛教海来以前の建  
築として純正日本建築を稱すべくハ二期ハ佛教海来  
後多氏模範時代末葉なるも、即ち支那隋  
唐文物の直伝及いり、ハ三期ハ後奈良  
朝と徳川幕府時代なるも、即ち支那宋朝以降  
の文物の影響を更けしもの及び之、日本化の時代  
若しとす、其の方面を觀るべし、ハ一期ハ神道建  
築ハ二期ハ奈良六朝宗及ハ天台真言の建、築ハ三期  
ハ鎌倉以及各宗の建、築を叙す、キ、とありしと別、神

佛泥清の造像とカニ期及びカ三期を通りて出沒せし  
是れ日本建築の變遷の大要なり云

○ 乾漆を以て塑せむ

今も遺る佛像を觀する所の心は雄偉多勢くやも  
乾漆を以て塑せむといふの作の程は凡そ二を以て故  
服を著する能はず而して塑乾漆塑せむの方法の如  
く炊いたきやと思はるるものも五匠の手腕の非凡  
を驚嘆せしと云ふはたまた美術海軍略史に云ふこと  
聞ふところとあてん

東洋製

塑像と乾漆像との別はハタシ此の時代を以てん  
特殊の技巧と稱することを以てし其の代を以て聖武の朝  
と云ふ) 塑像と其の技前代に起る即ち之は天皇の和  
銅年中の作る法隆寺五尊像内の釋迦涅槃像  
須彌山形中の佛像と何れも塑像と云ふ事  
塑像の作法ハ木細工の骨組を造りてこれを石膏  
と云ふ、その上土と粉糠とを混和せることを以て  
りて中(木)と云ふし、是れを木乾漆の土を以て  
之を以て乾漆を造ると最良なる事母の如き上塗を  
す、又彩色をも加ふ事あり、また手又ははたき  
る状に飾物の如きと云ふ事ありして附着せし







の巧拙ゆゑの好悪を論じし事ありしをいふに  
くまの御子と市人の鷹はも亦若くは進歩せる市  
人先の古言をばんば其の好む所なりと云ふん天正  
勝鬘草の好む所と奥書にて天正に云ふは詐偽  
る事なり又と天平は風の空なる巧なるものあり  
まは偽物を心をもせし事ありし念の今  
はまは先づ双鉤等の形をゆかりし事と云ふ  
すある此等の好む所を書かば肥鈍なりと云ふは  
かゞせはば即ち塗抹の形なり又云ふはさうさ  
の好む所は紙の好む所なり其の好む所の偽物を買  
ふ者此の産と云ふは偽物の好む所の好む所なり麻

東林堂製

此より即ち西洋紙を代りし其の好む所の精巧  
後ゆゑと云ふ所を異同なりと云ふは後述の  
買ふる所なり

○聖武天皇時代の後記

此の時代の後記の連中此記の好む所を  
云ふは其の好む所の好む所なり  
大日本美術史略文の左の如く云ふ

正徳五年大陸の回書物に傳はりしは  
二万五十年其の回書物の練紙を亦好む漸  
次新抄の撰載として云ふ所の外回書物

少くは唐朝の進物をも書物にまゝをさしうば  
 こり聖武天皇の御代もさうな方々精女の域  
 に達し許多勝心の野らふべきを自らの教  
 へりしやれども彫刻物又も他の技巧は比  
 せぬ大心回書々々々々々々々々々々々々々々々  
 僅に今も院蔵をまゝに樹る美人の屏風書  
 大和薬師寺の去祥天女書原年宗美術  
 寺後の厨子校面の佛画や々々々々々々々々々々  
 又その些許を之類のことに能くさうな遺物  
 々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
 聖武天皇の御遺物を東大寺の盧遮那佛

東大寺蔵

の献てし目録も善く河内寺西大寺、大あ  
 寺等の資財帳の中はあつた多くの回書  
 あつしことを徴すし即ち大寺献物帳  
 八十五行の屏風画あり、山形書屏風、大康勤  
 政権前親王回屏風、古物書及書屏風、子女  
 書屏風、素画、おちる屏風、十書画とを墨畫  
 の書とすしおのちる書、ある墨畫、言ふに  
 又河内寺、次々々々々々々々々々々々々々々々  
 書原、釋迦十弟子書原、三宗師佛画原等  
 天平四年聖武天皇は清浄寺とあり又西大寺  
 資財帳、とに於ては佛画ありと薬師淨土

夏之圖(障子)ありしと云ふ九尺幅九尺寸(延)  
勤王菩薩畫像(長一丈二尺幅八尺五寸)四天王  
畫像(長一丈六尺幅一丈四尺)其の二は何れも  
大幡あり又大安寺遺蹟狀に云く羅漢畫像九十  
四軀畫到力士形人形梵王、帝釋波斯匿王、毗  
婆沙羅王像天平八年聖武天皇<sup>天智天皇</sup>造坐落とあ  
り、その唐尺画といふ中、あはれの唐尺ありしと  
多くは此の代のものと認めらるるべし  
これ等大作の繪画中よりとめらるる、唐尺の項は  
唐尺の寸ありしとありし、唐尺の寸ありしとありし  
他の諸尺品の尺ありしとありし、其の畫は唐尺の

東林院藏

達の作法をいひて像畫の寸法を洗動と稱し或る  
温雅を道勁をいふの風を疑はし、こと明らば  
又彩色の術も道あると自れぬ配分の妙を疑は  
し或るは待具の程をいふも亦大に増かし、その使  
用法も巧をいひし、或るは金銀院に文章中に  
畫具塗料の品目ありし朱沙、丹、蘇芳、烟紫、  
紫、銅黄、青黛、白青、空青、金、赤、綠、青、  
白、綠、金、薄、金、墨、胡椒、及び阿膠、漆、油、等  
代の彩色をいひ、此の寸法の繪画中より唐尺を  
も唐尺ありしと疑はるる寸法をいひし、其の  
寸法ありし

又あんの画あつても二三の種おちるを各々その事並に  
異う一友達の種なを并多分の差異あつしことを  
かゝるべしか即ち一と專ら佛像を書きし  
このと又一と専ら裝飾畫の徒をせしものとあると  
又佛の鳥を畫き裝飾畫を創作ししもの  
あつしことをいひ佛画をいふものと多く傳  
俗してゐるを佛寺の縁取ある畫とていふ  
一此の佛畫と経読の由をも回像の種々  
の儀軌あり及母の如く多分の粉をあるを花の  
の心圓を半し得るをあるは其の畫なる  
もの佛信の事あるは草紙に出でしものと知るの

たつこゝろか、えんをいふに桓武天皇の代は直に  
權作と稱して高僧の作は年々畫像の事傳  
はりしもの少くは、その寺傳としていふもの  
信するものも少くは、其の古に於てあるもの  
も、そのまゝに傳へてゆくべしとていふもの  
又此の時代は、そのもの裝飾畫師ありて  
國あきと彩色もとをいひて、建武より彫刻あり  
其の佛法神を家の裝飾に從ふせしもの  
即ち畫工司の員なる畫師畫部は、皆  
この裝飾畫のいふものより、佛寺を莊嚴  
し、その風の服飾を玩を用ふるこのこと

盛るゝこの装飾畫家の出来文の多忙を来し  
女業の成るゝこと非ずと云ふしよのさぶしき  
ぬは作畫の上を細くするも女業の行はれしこと  
又え、東大寺古文書の中、大佛殿壯麗の物と畫  
二司の畫を移して女の業をい換てしめし記帳  
即ち天井板を装飾するも塗白土畫師木  
畫師、塀畫師、彩色を画師、各人を配して  
女業を配するも、塗白土畫師は白土を地塗と  
する者もさへ、木畫師は、筋の敷るに草を  
下すき、下圖を畫せしものさへ、塀畫師  
は彩色を施すき、塀畫師を畫せしものさへ

べく彩色畫師を此の上は彩色を施し、この  
さへしめ、装飾畫の家に友佐、名匠を  
交け、女業を盛るとも、さへ、さへ、さへ、  
と深く、意匠の巧を練え、文様のは、  
色の配え、さへ、さへ、さへ、  
歩を踏らし、こと、さへ、さへ、  
の飾物を、ぬ、ぬ、ぬ、  
ぬ、ぬ、ぬ、  
作を、し、さへ、さへ、さへ、

○銅鼓

この銅鑿一つと得て其の由を尋ねて  
秋多の金を得ず、賜ふて聯志せしむる何れ  
の途も申す事難し。不測に其の陣太鼓  
と云ふこの金も、此の銅鑿も銅鑿と  
くも来其の事あしきこととあつて  
其の用いし陣太鼓、此の銅鑿も銅鑿と  
附合して取らるる事、此の金盟を伏  
せんとすといふこと、其の太鼓の如きものも  
この銅鑿も我銅鑿といふ事、其の或る  
事、其の徳を授けし事、其の由を我邦の事

銅鑿

その端を得て、其の事、其の由を尋ねて  
島掘り出さるる事、其の太鼓の如きものも  
其南アジア大陸系印の諸島に其の由を  
いふこと多しと云ふ事、其の由を我邦の事  
其端を得て二三輪の如きことありし、其の  
其後を以て輪とせん事、其の事、其の由を  
其の事、其の由を我邦の事、其の由を我邦の事  
也、此のドクトリン、テ、ホロウト、其の事、其の由を  
一、其の事、其の由を我邦の事、其の由を我邦の事  
其井の如き事、其の由を我邦の事、其の由を我邦の事  
り未定なる事、其の由を我邦の事、其の由を我邦の事

方の用ひたる祭器と云すべし。此の言はる大體の拵造りも大體は異なり其の画紋  
も亦異なる。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
鑄造りたるもの。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
開化せる部の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
うして亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
圖を亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
と云へん。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
子に似たる。又画紋の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
或る舟を画せり。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
を鑄出せし。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。

やれ直を畫せり。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
舟の畫を亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
人ら亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
鑄造りたるもの。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
しと断定し。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
の亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
亦亦の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
と云へん。此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。  
此の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。其の畫の邊りも亦異なる。





事かと思ひし事もあらず事竟る事ありて  
法皇の御方かほりてさすくとははるる  
いとを思ひし事、さて其擧をいほん扶  
桑略記卷廿三に

延喜元年正月廿五日右大臣菅原朝臣、任太宰  
権帥、座事、年五十八、右近衛中将源善朝臣、  
任出雲権守左遷、侍件事、同日宇多法皇  
馳参内裏、然左右諸陣警固不通、仍法皇  
敷草下座於陣頭、侍従所西門、向北终日御  
度、左大辨、紀朝臣、長谷雄侍、門前、陣火、長  
以上不下榻、晚景法皇遂御本院

源善朝臣

とちと法皇とまき〜〜〜天皇の御父さき、一大事  
あつと仁和寺を祀考を給ひ、御父子の御前顔あ  
つとまとの事さきと陣の人々防て吾下入んをさ  
おといの記の事さきと、こはまたくあゆと法皇  
に御格の有るに世この仰ふ分、右遷の記あり  
るは、あつと法皇の御冬内、あつと、其のいお  
の記、あつと味して入んをさきと、さきと法皇  
ふ会あつと〜〜〜さきとさきとさきとさきと  
さきとさきと、法皇も亦いさ陣の志をもか  
みさきとさきと、我事子の御先徳をもさきと  
さきとさきとさきとさきとさきと、いさきと

通しをうけらるる御事としし御事いと不  
善き事申さるるまこと御教訓のめを冬内し給ふ  
るは御事人々を仰せ給ふ事追散しお  
しそ七御事顔みる事さへはさへて終日  
草履ををしき履る御し給ふ事あつて御事  
訓はあつて我御事のおやまを御事申し  
きのめ目と公の配流を申さるる御事  
善き御事陣にさるる御事御事御事  
と善き御事の仰せ給ふ事御事御事  
くしをうけらるる御事御事御事御事  
し給ひしと申さるる御事御事御事御事

東林院

あつしといふ事同善の延喜元年七月十日の  
御事使清貴の後命を奉るる御事公の氣  
色をもうらひし御事公のたまひしといふ  
其詞に「無所自謀、但不能免善朝臣誘引  
又仁和寺御言教、有奉承和故事、身云々  
とあり、此詞も思つは此處の一件我自ら  
ひ役を謀りし御事御事御事御事御事御事  
かすめ誘引せし御事御事御事御事御事御事  
意はせし御事御事御事御事御事御事御事  
唱して不軌を謀り給ひし御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事

事也又承和の故事とを仁明天皇の御時、健  
岑逸勢もこの時及起しと云く、廢主の事の  
ありし其例もてさゆを廢しと云く齊世亮  
王を主人との御物語ありし也(中略)大日本史  
に又略記の文を引て、後朝廷遣使に宇佐、過太  
宰府、祭其奉勅、使者帰奏、道真曰、我實  
無恙、為善朝臣所誑誤、且法皇有尊、承和  
之故事之吉、終至此耳」とあるを次に考ゆれば  
時平公の潜毀ありしをいへり、もとよき事なり  
事いちちをいへり、然るを史の仔細は、蓋當時使  
者進奏、源善勸道真四非奉、故諷使者成之

源善勸

とありしを公を誑てと云ふも、かきまさんなごかか  
いありしと云ふ此文(中略)天皇の諺を代下伝  
いし御石の事をいへり、はとらとのゆゑ、使者清貴  
に諷して成し給ひし事なり、その事  
ふ事そのい、其の公の詞に、且法皇有尊、承和  
之故事、之方、終至此耳」とのたすひし事なり、  
諷使者成之とありたりし、か、天  
皇の御石の事をおほひ給ひ、人はいへり、  
か、法皇の御悪事をことごとく清貴の  
もくし給ひし事なり、思はるを、  
わざとひひし給ひし事なり、思はるが

然るに、あつたこと、平公の諱、言ふその左、  
とはいひ難う、(申畧)この言余う、あ  
と、後を、し扶桑略記といふ、又、何  
り、かゝる事、を、かきし、に、や、と思、は、  
の、注、以上、御記、と、ある、こ、は、醍醐、御記、を  
朝廷の、日次、の、記録、と、し、此、記、録、か、の、清貴  
う、奏、せ、し、を、其、中、に、記、し、た、る、は、是、を  
あ、や、し、あ、き、す、か、は、と、い、は、る、典、義、の、上  
を、考、る、は、ま、ふ、か、は、又、其、中、の、理  
も、て、思、ふ、は、こ、の、大、議、論、有、る、(申畧)法皇  
の、御、罪、あ、は、ら、ぬ、遠、き、國、へ、七、遷、幸、し、給、は

東洋堂

人、と、や、せ、ま、し、か、く、や、せ、ま、し、と、思、は、る、こ  
ろ、に、は、か、も、事、を、な、し、し、た、り、も、志、難、き、事  
と、さ、し、し、ら、る、し、ん、は、外、の、術、を、多、く、  
た、我、入、り、引、う、け、て、罪、を、う、け、た、は、法、皇  
の、御、罪、も、出、す、ま、る、る、隠、る、ま、る、と、こ、か、の、政、事  
要、略、も、出、す、左、降、の、混、余、の、容、易、と、い、は  
に、一、言、の、陳、状、も、さ、し、ん、を、甘、む、し、と、死、名、  
は、赴、き、給、ひ、し、ら、る、は、其、中、に、  
つ、の、あ、き、を、か、く、し、上、朝廷、と、い、は、る、氏  
方、の、い、は、る、も、尊、皇、を、仰、慕、し、と、記、出、す、事  
驗、も、い、は、る、も、揚、焉、と、い、は、る、神、裔、も、志

かやかえすやそらそらし、さそ此一論を人のえり  
飾るる古に心あつめ、さつづくもあつめ、此を  
ホめ出し聖徳をしもほつるるつるの政も  
へけんか、又おの、や、ちん心ふつめ、か、か  
悪ふ事無し、後いし信人、さそ其後、此の  
にあり、つ、の、つ、出、さ、さ、い、い、さ、わ、お、さ、は  
又世の人のまゝもさつめ、し、と、あ、は、一  
論を起し、さ、つ、け、さ

天保八年丁酉九月

東洋書院

〇如志輪巻の巻

まの、あ、志、輪、巻、の、あ、つ、ま、行、の、さ、し、さ、の  
歌を古の、さ、さ、を、必、事、も、あ、つ、め、の、話、し  
ひ、あ、つ、ま、さ、大、平、紀、を、お、話、さ、し、さ、さ、  
事、あ、つ、ま、さ、つ、代、を、さ、さ、さ、さ、さ、い、説、し  
て、今、あ、つ、ま、輪、巻、の、あ、つ、ま、此、の、聖、徳、を  
お、話、さ、し、こ、目、録、の、あ、つ、ま、さ、さ、は、さ、さ、  
く、此、の、事、を、あ、つ、ま、と、お、話、さ、さ、さ、い、早、命、  
情、士、の、あ、つ、ま、さ、さ、さ、史、話、と、い、ふ、左  
太平記の、さ、さ、

今、あ、つ、ま、の、事、を、さ、さ、さ、つ、あ、つ、ま、計、ふ、と

約束しつゝとけるある四十三人 光里の御朝  
る冬を今うかの御義義をば討死侍  
べき御を申して、如志勢の御を移るゑく  
名をよむ御の御を石の御に

返らトとると思は様考

るきお入るををる

と一首の歌を古来の逆修のめと定めて冬  
軽原を切て佛殿を投入、春日芳野を打  
出て、敵陣へと向けた

人はまはをん御のまゝと又云はる花くしと  
武士のまは御のまゝと云ふはまは御の南

東林堂

朝の軍中を一面と據くる大の持心行を能  
く御のまゝと徒らと非を大なるまは御  
小持心を解てて、まは御のまゝ

抑七人うまは御のまゝとまは御のまゝと  
麻里とて廣おらる

太平記の記勸又其人のまは御のまゝと  
まは御のまゝと御のまゝと而して現るまは御  
の麻里と寺の傳まは御のまゝと正行まは御のまゝと  
を以て御のまゝと林衛が小持心御  
余群の中へ

方出師時拜先帝陵、因署赴義者姓名

於堂壁又題絕命辭而今之所存扉板而  
非壁板則亦足以訂記傳之誤矣嗚呼公之  
精忠大節不待瑣々筆札而後傳云こと  
余も聖板を以て扉を以てしこゝにまゝく云い  
太平記に此のありと云々のお話を四十二  
の所を記し置るこゝに此の奥のせりし  
而して今存するは其の板を刻者し  
古扉を以て之を以てしといひ扉を以てしといふ  
と疑ふべしとあるや  
此書輪弁に古扉二枚現存あり寺の傳に又曰  
く當寺古扉ありと云々を其の火災の的

東林堂

扉をとり出さると而して其際火を免んたりと  
傳を審視するに視る所なきは作らざるもの  
すんば軸式に鉸を以てし置るは其の上下  
の之を以て又軸鉸の跡もなきは、扉の上下  
を以てし置るは、扉の上下  
の之を以てし置るは、扉の上下  
いざやくりの制をとんこ、こは四枚の戸を以  
てし置るは、扉の上下  
もちり、又扉とてし置るは、扉の上下  
けけたる釘の跡は、火災の的を以てし置る  
出際りなきは、扉の上下



を切りとるべき痕跡を認め、  
勿論協賛も、天声の如きことらうとせしめらるる  
かゝる人々の修飾をすることの疑はるる

○協保正一の史料編纂事業

協保正一の事業は、和字活版を於ける史料  
の編纂事業である文化三年に開始し、文久元年に  
停止す、其の間六十六年とす、天保十一年に  
後一条天皇の御代に、一三三八年間の史料四万三千  
冊を編纂す、今其の編纂事業の成敗を

神皇正統記

記す

初の保正一、六國史以下正史の缺けたるを慨し、  
享和元年四月宇多天皇の御代に、正史所天の御代に  
七万餘冊の史料を編纂することを企て、其の終  
業書を幕府に呈し、御覽せんとす、  
享和元年五月十六日

享和十一年、一人一社の御代に、正史を改定す  
者、其の用板七張とす、孝義の校正も亦終  
國史録令の者も、次第に出さる、堂上宗代も亦、其の  
功を後とせし、  
其の成、三斗末の御代の  
事業を企てらるる、其の成、三斗末の御代の

指令を以て享和三年再び時のこの職材家へ申  
 請し先年上りし懸案の何れの指令を  
 以てせんことをしつと、若し何れか我々を  
 或る事案の終る迄を以て志すこと其の編  
 纂の旨及び懸案の概略を左に掲げし  
 仁和三年辛未天皇の即位を以て本年徳川家康  
 の御即位より至るまで七十七年間の史料を向  
 け七十年間を以て編纂の旨を以てしつと、  
 其旨目録を併記して置く

史料編入用積

徳川家十貫並に扱入の積 此等より三十一万三千

東林閣藏

内淳

助孝

三萬四千三百四十人 但一日五枚元の積

此代防料九五貫とる七十七枚

但一人を以て五分元の積

筆

二千三百九十枚 但三日を以て元の積

此代筆費四万三千四百枚

但一日五分元の積

墨

万四千三拾枚 但一日を以て元の積

此代墨費四千三百枚

山城紙

扱入筆三万四千枚 但一日を以て元の積

此代二貫八万三千二百枚



しぬ女の迅速なることありてはこそ、是れ史料の  
仕裁めりと尋ねるの邊り世にみよめ特々勉勵せし  
このまゝにして今其の仕立を尋ねるに其の十月七  
日、如きと記す年六月十日終る日の間日数二  
百十二日、出入人数千貳百六十七人、一七〇日平均六  
人弱の編纂者を用ひ、其費僅々三金四兩あり、  
み止まんき、其の十月、更には武家名目おの仕立  
をせよと是れ同じく一〇日平均二人弱、八十方を  
以てし、其多きまねありてはこそ、  
是る程いと尋ねるに其書の体裁を尋ねしとや思ひけん  
其十二月、林家より七傳氏を命じしと更には續行せしめ

東洋文庫

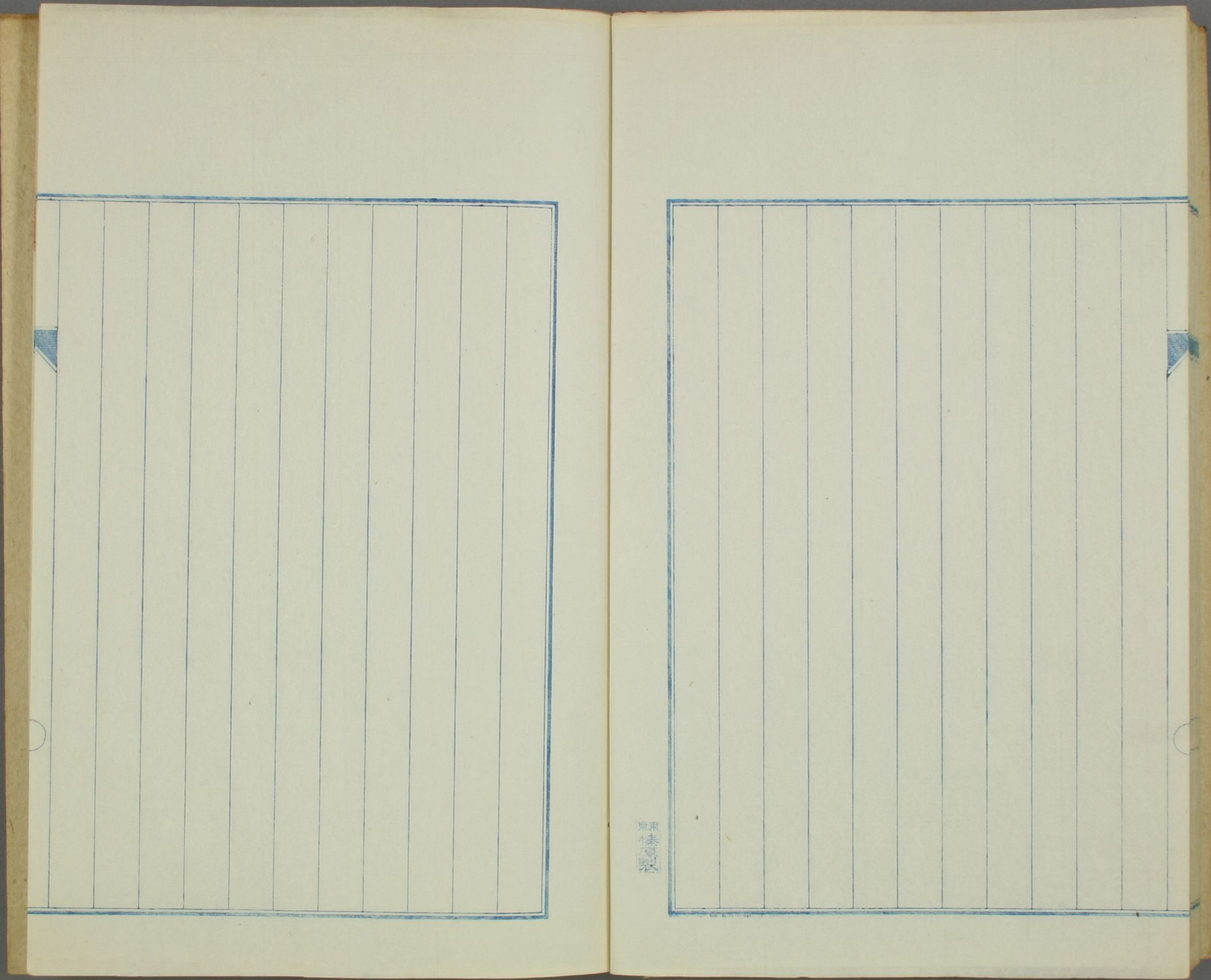
おとせぬおとせぬと下して其多きとてしむ形と  
文化五年幕府より命じしと尋ねるに其多きとて  
助者七人を用ひ保正一を以てしむ之を尋ねし  
以て史料の心武家名目おの編纂者を果せんこと  
に取らぬめ、是れ保正一檢校を盲人一燈  
の職を尋ね、又和字講法不塾生の教授を授けし  
侍らぬと尋ね、後より尋ねし、そのまゝにして、  
出役三人、手傳二人を塾生中より選び、其の翌年  
より、出役侍者七人、と尋ねし、此は編纂者多しの故  
料より、保正一助料を尋ね、尋ねし、尋ねし、尋ねし、  
并に尋ねし、尋ねし、尋ねし、尋ねし、尋ねし、尋ねし、

し比たんと彰考館あすは和洋をのりあつてありし  
是を佐和のの麻生なるさきか、徳三二名以上の存  
録をあるてするまうして此を百三の佐和せいで  
徳を渡けり雇人より使と一十年お高名を傾けし  
而七年おの期おと加つてあ七後よりさうす此を  
四十ある範囲をいせ而も朝ノ井家のお高名をい  
けぬ、其の備つとも亦さる経をうし其の経易の記  
推しとわししあゆむ十ある米万石の備りさき  
お而して又お高名あ士一人の俵銀の五分の二とさし  
~~~~~

東洋通  
林文

此のるをい海探るの事ありて三十四年七月十九日

行文を推定しあゆむ、事ありて同徳と  
てアとさあす



東洋書院

以下  
3丁  
白紙

明治三十五年  
五月五日

春城山人



